

保護者の皆様へ

大和郡山市教育委員会

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の措置について

平素より、本市教育にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、冬が近づき、日ごとに寒さが増す中、全国的に新型コロナウイルス感染者増加の兆しが見られます。本市においても、市内小中学校で児童生徒の感染が判明し、今後、感染防止対策に一層気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

児童生徒や教職員の感染が判明した場合、学校では保健所の指導を受けながら対応することになりますが、臨時休業等の措置については、以下ようになりますので、ご承知ください。

1 児童生徒や教職員が PCR 検査を受けて、陽性が判明した場合

①保健所の指導のもと、まず、校内の消毒と濃厚接触者の特定を行います。

濃厚接触者とは、「手で触れることのできる距離(約1メートル)で、マスク等必要な感染防止対策なしで、感染者と15分以上の接触があったもの」とされており、陽性者の行動履歴を確認した上で、保健所が判断します。

②濃厚接触者の特定に時間を要する場合は、特定されるまで、学校は臨時休業となります。

2 濃厚接触者が特定された場合

①濃厚接触者の範囲等を踏まえ、学級または学年または全校の臨時休業措置を判断します。

②濃厚接触者の PCR 検査が行われます。濃厚接触者は、結果が陰性であっても、2週間程度の自宅待機(学校は出席停止)となります。

③濃厚接触者以外でも、同じ学級の児童生徒等に、念のために PCR 検査が行われ、結果が判明するまでは自宅待機となります。結果が陰性であれば、登校は可能となります。

④濃厚接触等で PCR 検査を受けた場合も、同居家族には行動制限がありません。これまでは結果が分かるまで登校を控えることとしておりましたが、兄弟姉妹が PCR 検査を受けた場合も登校は可能です。なお、念のために、結果が分かるまで登校を控えられる場合は、出席停止扱いとします。

原則的に以上のような流れになりますが、感染判明の時間帯や検査に要する時間等がケースによって異なります。臨時休業等の措置については、その都度、可能な限り早く、各家庭に連絡しますので、よろしくお願い致します。

また、個人情報保護の観点から、感染した児童生徒、教職員やその家族について、個人情報が特定されることのないよう、ご協力をお願いします。

インフルエンザの感染拡大も心配されます。学校では、教室の換気や乾燥防止に努めてまいりますが、ご家庭でも、引き続き、検温等による体調管理、うがい、手洗いの励行、外出時のマスク着用等、感染症防止対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い致します。